

老発0426第5号

平成31年4月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業実施要綱の新旧対照表

	改正後（新）	改正前（旧）
別紙	別紙	別紙
	地域支援事業実施要綱	地域支援事業実施要綱
1～3（略）	1～3（略）	1～3（略）
4 実施主体	4 実施主体	4 実施主体
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
(5)	(5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。	(5) (2)から(4)までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。
	なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能である。	なお、総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払に係る事務を国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。
(6)～(8)（略）	(6)～(8)（略）	(6)～(8)（略）
5・6（略）	5・6（略）	5・6（略）
別記1 総合事業	別記1 総合事業	別記1 総合事業
(略)	(略)	(略)
(1)	(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）	(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）
ア 総則	ア 総則	ア 総則
(ア)（略）	(ア)（略）	(ア)（略）
(イ)	(イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成 介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。	(イ) 介護予防・生活支援サービス事業の構成 介護予防・生活支援サービス事業は、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）、同号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）、同号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「その他生活支援サービス」という。）及び介護予防ケアマネジメントから構成される。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(エ) サービスの提供</p> <p>① (略)</p> <p>② サービス提供の留意事項</p> <p>上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (c)について <p>指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。</p> <p>なお、市町村境に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。</p> <p>事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。</p> <p>また、指定事業者に対しては国保連經由で第1号事業支給費を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (d)について (略) <p>(オ)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担</p> <p>法第115条の45第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けられることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。</p> <p>このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。</p> <p>(エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連經由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の4第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。</p>	<p>(エ) サービスの提供</p> <p>① (略)</p> <p>② サービス提供の留意事項</p> <p>上記の(b)から(d)までについては以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (c)について <p>指定の有効期間は、省令第140条の63の7に基づき、給付における指定期間である6年を勘案して市町村が定めるものとする。</p> <p>なお、市町村境に所在する事業所等他市町村の被保険者が利用する場合には、他市町村による事業者の指定について配慮すること。</p> <p>事業者が指定の申請をする際に市町村長に提出する申請書又は書類については、当該市町村長が認める場合はその一部を省略できることとしている。</p> <p>また、指定事業者に対しては<u>国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）</u>經由で第1号事業支給費を支給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (d)について (略) <p>(オ)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 住所地特例適用被保険者に係る費用負担</p> <p>法第115条の45第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けられることができるよう、保険者市町村ではなく、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、事業の費用の負担は当該被保険者の保険者市町村が負担するものである。</p> <p>このため、保険者市町村は施設所在地市町村に対して、総合事業のうち(エ)①(c)に定める指定事業者による提供サービスと、イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントに要する費用額を支払うものとする。</p> <p>(エ) ①(c)に定める指定事業者による提供サービス分についての費用の支払いは、国保連經由で行うことを原則とし、国保連を通じて指定事業者が保険者市町村に請求し、保険者市町村が支払うこととなるため、省令第140条の72の3第2項の規定により財政調整はこれをもって行われたものとして取り扱う。</p>

改正後（新）

改正前（旧）

<p>イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができるとある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16第2項第2号及び省令第140条の72の4第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所特例適用被保険者を取りまとめ、年1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をするものとする。</p> <p>(コ)～(ス) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項 地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課長通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合には、法第115条の47第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保険充実分）</p>	<p>イ(エ)に定める介護予防ケアマネジメントの費用については、市町村の事務負担軽減の観点から、国保連において全国の市町村と一括して財政調整することができるとある。この仕組みを利用して、市町村においては財源調整を円滑に実施するためには、国保連と委託契約を締結することが必要である。具体的には、政令第37条の16第2項第2号及び省令第140条の72の3第3項に定める算定方法により、別途、住所地特例適用被保険者の利用者数に別添1に定める単価をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。具体的には、施設所在地市町村が介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書にて、全国の保険者の住所特例適用被保険者を取りまとめ、年1回国保連に提出し、国保連が全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所特例適用被保険者の数に別添1の単価をかけた金額を負担金として、支払い又は請求をするものとする。</p> <p>(コ)～(ス) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項 地域包括支援センターの運営に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課長通知）を参照するとともに、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合には、法第115条の47第1項の規定を遵守すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>別記3 包括的支援事業（社会保険充実分）</p>
--	--

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>1・2 (略)</p> <p>3 認知症総合支援事業 (法第115条の4第2項第6号)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>ア 目的</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に対応し、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症患者医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う認知症地域支援推進員 (以下「推進員」という。) を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 推進員の業務内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 認知症総合支援事業 (法第115条の4第2項第6号)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>ア 目的</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に対応し、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。</p> <p>このため、市町村において認知症患者医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員 (以下「推進員」という。) を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 推進員の業務内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後（新）

改正前（旧）

認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人が、地域において役割を担い、「生きがい」をもった生活を送れるよう、高齢者等の希望に応じ、これまでの総務や残された能力を活かして、農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等、社会参加活動を行うための体制を整備する。

工 留意事項

(ア)～(ク) (略)

(ケ) ウ(イ)⑤認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業を実施するにあたっては、

・ 1市町村当たり3カ所を標準とし、財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所までとする。

・ 以下の①から④については当該事業費の交付対象外とすること。

① 維持管理費

② 市町村等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用

③ 介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用

④ 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動の取組に当てられる費用

・ 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこと。

4 (略)

別記4 任意事業

1・2 (略)

3 事業内容

任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。

工 留意事項

(ア)～(ク) (略)

(新設)

4 (略)

別記4 任意事業

1・2 (略)

3 事業内容

任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 家族介護支援事業 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 介護自立支援事業 <u>以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業</u></p> <p>(1) 事業実施前1年の間において介護保険法第8条各項に定めるサービスを全く利用していない要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、以下のいずれかに該当する要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。</p> <p>a 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用する要介護者</p> <p>b 事業実施前1年の間における介護保険法第8条各項に定めるサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の利用日数の合計が10日以内の要介護者</p> <p>② 要介護3以上の要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、要介護2の者で、かつ、認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 家族介護支援事業 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 介護自立支援事業 <u>介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p>

改正後（新）

改正前（旧）

別添 1

別添 1

介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価

介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価

I. 平成 31 年 9 月末まで

訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号・厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号・厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

なお、1 のリ、注 1 の「なお」以下、注 2、注 3、注 4 の「なお」以下、注 8 の「なお」以下、注 9、注 10 の「なお」以下については、平成 30 年 10 月 1 日施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。

なお、1 のリ、注 1 の「なお」以下、注 2、注 3、注 4 の「なお」以下、注 8 の「なお」以下、注 9、注 10 の「なお」以下については、平成 30 年 10 月 1 日施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。

1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

イ～ヌ（削除）

イ～ヌ（略）

（削除）

注 1 イからトまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。なお、平成 30 年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成 30 年度未までの取扱とする。

注 1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。

注 2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。

注 2 リの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注 3 リの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注7 又について、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(W) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費） （略）</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 （略）</p>	<p>注4 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。</p> <p>注5 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注6 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注7 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。</p> <p>注8 又について、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費） （略）</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>II. 平成31年10月1日以降</p> <p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連通知）に準ずるものとする。</p>	

改正後（新）

改正前（旧）

ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,172単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位

（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）

ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）

ホ 訪問型サービス費Ⅴ 271単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）

ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 286単位

（事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）

ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 166単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）

チ 初回加算 200単位（1月につき）

リ 生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

改正後（新）

改正前（旧）

又 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 137 / 1000$

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 100 / 1000$

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位 $\times 55 / 1000$

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の $90 / 100$

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の $80 / 100$

ル 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 63 / 1000$

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 42 / 1000$

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に就事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。

注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に $90 / 100$ を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に $15 / 100$ を乗じた単位を足す。

注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に $10 / 100$ を乗じた単位を足す。

注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に $5 / 100$ を乗じた単位を足す。

注7 又について、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1) の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) または (II) を算定していることを要件とする。なお、(1) か (2) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない

改正後（新）

改正前（旧）

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,655単位（1月につき）
- (2) 事業対象者・要支援2 3,393単位（1月につき）
- (3) 事業対象者・要支援1 380単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- (4) 事業対象者・要支援2 391単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）

ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）

ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）

ヘ 選択的サービス複数実施加算

- (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
 - ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
 - ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）

ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）

チ サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - ① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - ① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）

改正前 (旧)

改正後 (新)

	<p>② 事業対象者・要支援2 9.6単位 (1月につき)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)</p> <p>① 事業対象者・要支援1 2.4単位 (1月につき)</p> <p>② 事業対象者・要支援2 4.8単位 (1月につき)</p> <p>リ 生活機能向上連携加算 2.00単位 (1月につき)</p> <p>※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、1.00単位 (1月につき)</p> <p>又 栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき)</p> <p>※ 6月に1回を限度とする</p> <p>ル 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位 × 5.9 / 1.000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位 × 4.3 / 1.000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位 × 2.3 / 1.000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) + (3) の 90 / 100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) + (3) の 80 / 100</p> <p>ヲ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位 × 1.2 / 1.000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位 × 1.0 / 1.000</p> <p>注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70 / 100を乗じる。</p> <p>注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70 / 100を乗じる。</p> <p>注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5 / 100を乗じた単位を足す。</p> <p>注4 イについて、若年性認知症患者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき2.40単位を足す。</p> <p>注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に適所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>イ(1)及び(3) 3.76単位</p> <p>イ(2)及び(4) 7.52単位</p> <p>注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所</p>
--	---

改正後（新）

改正前（旧）

で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 二の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上運機加算の取扱に準ずる。

注9 又の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注11 ラについて、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位(1月につき)

ロ 初回加算 300単位(1月につき)

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に431単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

改正後（新）

別添5

総合事業の事業評価

(略)

1 総合事業

<ストラクチャー指標>

(略)

<プロセス指標>

(略)

<アウトカム指標>

以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。

指標	評価方法
①～③ (略)	(略)
④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等
⑤、⑥ (略)	(略)

2 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

<ストラクチャー指標>

(略)

改正前（旧）

別添5

総合事業の事業評価

(略)

1 総合事業

<ストラクチャー指標>

(略)

<プロセス指標>

(略)

<アウトカム指標>

以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。

指標	評価方法
①～③ (略)	(略)
④日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況	複数年度ごとに任意の時点における地域の健康に関連する指標を集計し、時系列評価、地域間や他市町村との比較を行うことで、住民主体の介護予防活動の取組状況と、生活支援の充実状況の評価に活用する。 健康関連指標の例：主観的健康観（※）、社会参加の状況、運動機能、口腔機能、栄養状態、認知機能、閉じこもり、うつ、健康寿命等
⑤、⑥ (略)	(略)

※) 主観的健康感とは、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。

「あなたの現在の健康状態はいかがですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。」

1 よい 2 まあよい 3 ぶつう 4 あまりよくない 5 よくない

2 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

<ストラクチャー指標>

(略)

改正後（新）

改正前（旧）

<プロセス指標>

(略)

<アウトカム指標>

以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。

指標	評価方法
①主観的健康観	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を累計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価する。

<プロセス指標>

(略)

<アウトカム指標>

以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行う。

指標	評価方法
①主観的健康観（※）	年度ごとに年間の介護予防・生活支援サービス事業の利用者について、利用前後の主観的健康感の変化を累計し、維持・改善割合（事業利用者のうち利用後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防・生活支援サービス事業の効果の評価する。

(参考)

「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」の平成31年9月末までと10月1日以降の新旧

	10月1日以降	9月末まで
	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。</p>	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p>
1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）		
イ 訪問型サービス費Ⅰ 1. 172単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）	イ 訪問型サービス費Ⅰ 1. 168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）	
ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2. 342単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）	ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2. 335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）	
ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3. 715単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）	ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3. 704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）	
ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）	ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）	
ホ 訪問型サービス費Ⅴ 271単位	ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270単位	

10月1日以降

9月末まで

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)

へ 訪問型サービス費VI 286単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)

ト 訪問型サービス費(短時間サービス) 166単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで 算定可能)

チ～ヌ (略)

ル 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 63 / 1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 42 / 1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。

注2～注7 (略)

注8 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、

(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)

イ 通所型サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 1.655単位(1月につき)

(2) 事業対象者・要支援2 3.393単位(1月につき)

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)

へ 訪問型サービス費VI 285単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)

ト 訪問型サービス費(短時間サービス) 165単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで 算定可能)

チ～ヌ (略)

(新設)

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。

注2～注7 (略)

注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)

イ 通所型サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 1.647単位(1月につき)

(2) 事業対象者・要支援2 3.377単位(1月につき)

10月1日以降	9月末まで
<p>(3) 事業対象者・要支援1 380単位 (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 391単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ロ～ル (略)</p> <p>ヲ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 1.2 / 1.000</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 1.0 / 1.000</p> <p>注1～注10 (略)</p> <p>注11 ㉑について、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない</p> <p>注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>	<p>(3) 事業対象者・要支援1 378単位 (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 389単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ロ～ル (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注1～注10 (略)</p> <p>注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
<p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位 (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>	<p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位 (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>

